HR management

2026年 最新版

暫定措置終了に伴う手続きと企業の労務対応ポイント

マイナ保険証
本格運用ガイド

株式会社 HRマネジメント

本書の全部又は一部の複写・複製・転訳載および磁器又は光記録媒体への入力等の一切を禁じます

HR management

INDEX

個人・医療機関受診に関する内容

01 マイナ保険証とは P.03

02 2026年8月1日～ 完全移行と注意点 P.04

03 マイナンバーカードをお持ちの方の利用登録 P.05

04 マイナンバーカードをお持ちでない方（資格確認書） P.06

05 よくあるご質問 P.07

企業の労務実務

06 企業の対応ポイント（採用・在籍・退職フロー） P.8

07 会社概要 P.9

08 お問い合わせ P.10

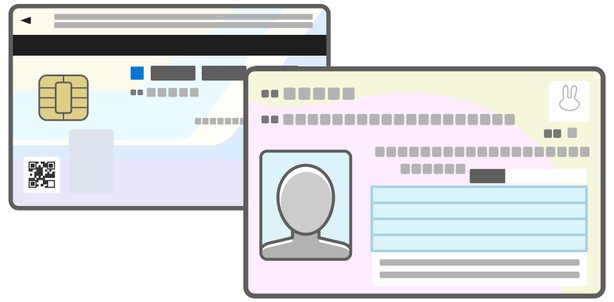

© HR management Inc.

マイナ保険証とは

HR management

マイナンバーカードを健康保険証として一元化

マイナ保険証とは、

マイナンバーカードを健康保険証として使えるよう登録したものです。

受診時のメリット

マイナ保険証で受診すると、本人が同意した場合、
過去の診療内容や処方された薬、特定健診の結果などを医師が確認できるため、
必要な情報を共有しやすくなり、より適切な医療を受けることができます。

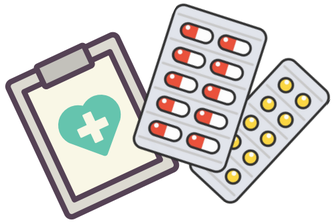

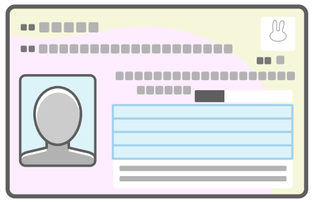

© HR management Inc.

8/1〜保険証の完全移行と注意点

従来の紙・プラスチック保険証は使用不可

従来の健康保険証の有効期限および「期限切れ保険証でも受診できる暫定特例措置」は
2026年7月31日をもって完全終了いたしました。

2026年8月1日以降は、医療機関等の窓口で旧保険証を提示しても保険診療が受けられません。

⚠ 8月1日以降の注意点

マイナ保険証または資格確認書を提示できない場合、
医療費が一時的に全額（10割）自己負担となる可能性があります。

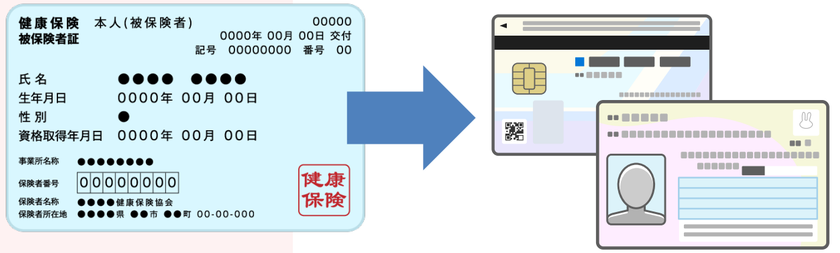

© HR management Inc.

マイナンバーカードをお持ちの方の利用登録

マイナンバーカードを健康保険証として使うには、事前に利用登録が必要です。

登録完了後、医療機関で健康保険証として利用できます。

※ 登録時はいずれも、カードと市区町村で設定した4桁の暗証番号が必要です。

● マイナポータルから利用登録

端末にマイナポータルアプリがインストールされている必要があります。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

● 医療機関・薬局から利用登録

医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーで登録できます。

● セブン銀行ATMから利用登録

セブン銀行ATMから利用申込ができます。

https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/mynumbercard.html

© HR management Inc.

マイナンバーカードをお持ちでない方（資格確認書）

「資格確認書」で引き続き受診可能

マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、
従来の健康保険証の有効期限内に
「資格確認書」が申請は不要で自動で交付されます。
この資格確認書を医療機関に提示してください。

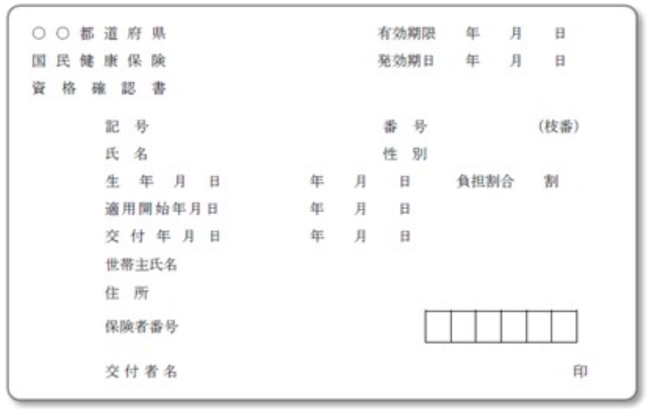

資格確認書イメージ

- 医療機関の窓口に提示することで従来の保険証同様に受診可能。
- 有効期限は最大5年以内でご自身が加入する医療保険者が設定。
- 顔認証リーダー不具合時のバックアップとしても活用できます。

参照元：厚生労働省（資格確認書について）

© HR management Inc.

よくあるご質問

HR management

Q 手元の旧・健康保険証は2026年8月以降も使えますか？

使えません。
7月末で暫定特例措置が終了したため、8月1日以降は「マイナ保険証」または「資格確認書」のいずれかを提示する必要があります。

Q 保険資格の紐づけが完了しているか確認する方法は？

発行済みの「資格情報のお知らせ」または「マイナポータル」のマイページより、記号・番号・保険者番号の連携状況を確認できます。

Q 高齢受給者証や限度額適用認定証等の扱いは？

マイナ保険証へ一括統合されます。資格確認書をご利用の方には、
従来通り各種認定証・受給者証が紙等で発行されます。

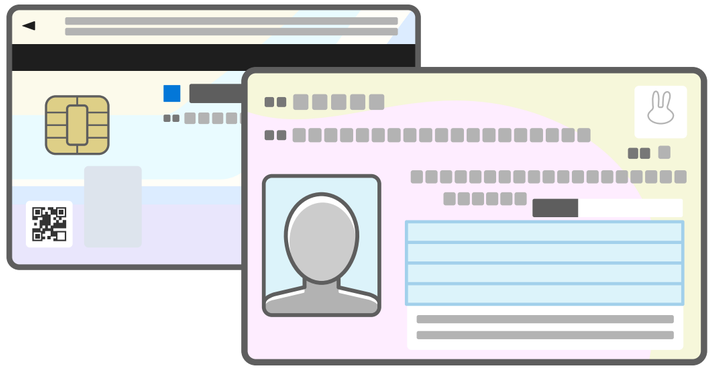

© HR management Inc.

企業の労務対応ポイント

HR management

採用・内定時案内

内定者案内書類を最新化し、「健康保険証発行」から「マイナ保険証登録 / 資格確認書の案内」へ見直します。

入社手続き時

マイナ保険証の利用登録サポートおよび資格確認書の保持状況を確認します。

在籍中の従業員対応

社内FAQの周知と、資格確認書の有効期限（年度更新時等）の漏れがないか確認管理します。

退職時の手続き

医療受診の空白期間が生じないよう、「資格喪失証明書」の速やかな発行と国保加入・資格確認書の案内を行います。

© HR management Inc.

会社概要

わたしたちHRマネジメントは、人のことに特化したＢＰＯサービスを提供しています。
必要性を感じながらも実現できなかった人事労務の業務をワンストップで伴走サポートをしております。
本来人事労務というのは、一過性の業務ではありません。
お客様の会社の色に合わせ、定期的にご支援させていただくことによって、お客様との関係性を育みながら、
真のパートナーになることを私たちは目指しています。

会社名	株式会社HRマネジメント
代表取締役	高橋 絵里香
本社住所	東京都豊島区南池袋2-49-7 パークビル9F
資本金	2,000万円
設立年月日	平成30年2月1日
主要事業	人材事業/プラットホーム事業
備考	BOD100%子会社 13-ユ-311297 （有料職業紹介事業） （派）13-313752 （労働者派遣事業）

グループ会社

株式会社BOD

請求業務代行/記帳代行
給与計算代行/ 年末調整代行
Salesforce導入・運用/ 物流

株式会社BPC

請求業務代行/人事総務
カスタマーサクセス
WEB・コンテンツ・口コミ検品

株式会社ディーモ

システム開発/DX支援/SEO対策支援
生命保険、損害保険、少額短期保険の事務代行業/保険事務派遣/事務全般の代行業/アウトソース事業/一般派遣/紹介予定派遣

株式会社ベストワークス

バックオフィス事業
コールセンター事業
その他関連事業

© HR management Inc.

お問い合わせ

HR management

人事に関するお悩みやサービスについて、まずはお気軽にご相談ください。

資料請求や情報収集、課題の整理だけでも歓迎しております。
担当者が貴社の状況に合わせて、解決に向けたサポートをご案内いたします。

03-6863-4941

平日9:00〜17:30 土日祝休み

お問合せフォーム

個別のご相談・お見積りはこちら

https://www.hrm-co.jp/inquiry/

資料請求

事例付きのサービス資料をダウンロード

https://www.hrm-co.jp/request/

© HR management Inc.

HR management

本書の全部又は一部の複写・複製・転訳載および磁器又は光記録媒体への入力等の一切を禁じます。

発行者
株式会社HRマネジメント
〒170-0022
東京都豊島区南池袋2-49-7 池袋パークビル9F

お気軽にお問い合わせ下さい

TEL : 03-6863-4941 受付時間 ： 9：00〜17：00 （土日祝休み）